

令和7年12月12日
国不動第170号

公益社団法人 全日本不動産協会理事長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長
国土交通省住宅局長
(公 印 省 略)

「マンション標準管理者事務委託契約書」、「マンション標準管理委託契約書」、
管理業者管理者方式を採用した場合における「マンション標準管理規約(書き換え表)」
の策定・改正について

今般、令和8年4月1日の改正マンション管理法の施行に向けて管理業者が管理組合から管理者事務の委託を受けることを内容とする契約を締結したときの「契約の成立時の書面」の指針として「マンション標準管理者事務委託契約書」の策定、管理業者が管理組合から管理事務の委託を受けることを内容とする契約を締結したときの「契約の成立時の書面」の指針として「マンション標準管理規約」の改正、合わせて、管理業者管理者方式を採用した場合における「マンション標準管理規約(書き換え表)」の策定を行いました。

つきましては、今回の策定・改正の趣旨を踏まえ、所要の広報措置を講じること等により、区分所有者等に対する周知及びマンション管理業者に対する周知徹底につき遺漏のないようにされたくお願いいたします。

なお、本件に関しては、別添4のとおり北海道開発局長、各地方整備局長、沖縄総合事務局長あて通知し、別添5のとおり各都道府県知事及び各政令指定都市の長あて通知しましたので、参考までに送付します。